

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
41	精神障害者保健福祉手帳交付関係事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

西尾市は、精神障害者保健福祉手帳交付関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

愛知県西尾市長

公表日

令和7年8月11日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	精神障害者保健福祉手帳交付関係事務
②事務の概要	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき県が交付する精神障害者保健福祉手帳に関して、申請書の受付、県への進達、交付された手帳の受け渡し、変更・返還届の受付等の事務を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の事務で取り扱う。 ・精神障害者保健福祉手帳交付(再交付)申請書、変更届、返還届の受付 ・受付した書類の県への進達 ・手帳情報確認
③システムの名称	WebRings ID連携サーバーシステム 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
精神障害者保健福祉手帳台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項別表の9の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表11の項、15の項及び20の項 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表14の項、15の項及び20の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部福祉課
②所属長の役職名	福祉課主幹
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	健康福祉部福祉課 445-8501 西尾市寄住町下田22番地 0563-56-2111(代)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部福祉課 445-8501 西尾市寄住町下田22番地 0563-56-2111(代)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[] 提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、精神障害者保健福祉手帳交付関係事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・ 特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・ 個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄 ・ 個人番号入りの書類の郵送等	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 9) 従業者に対する教育・啓発 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
	当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度職員を含む。)等に対し、教育研修が実施され、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じられていることから、職員に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I-5-② 所属長	子育て支援課長 青山 秀樹	子育て支援課長 平井 隆文	事後	
平成29年4月1日	I-5-② 所属長	子育て支援課長 平井 隆文	子育て支援課長 嶋崎 広高	事後	
平成30年4月1日	I-5-② 所属長	子育て支援課長 嶋崎 広高	子育て支援課長 山口 留美子	事後	
平成31年4月1日	I-5-② 所属長の役職名	子育て支援課長 山口 留美子	子育て支援課長	事後	
平成31年4月1日	IV-1 リスク対策	項目なし	リスク対策を追加	事後	評価書の様式変更による
令和3年4月1日	I-5-① 部署	子ども部子育て支援課	健康福祉部福祉課	事後	
令和3年4月1日	I-5-② 所属長の役職名	子育て支援課長	福祉課長	事後	
令和3年4月1日	I-7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	子ども部子育て支援課 445-8501西尾市寄住町下田22番地	健康福祉部福祉課 445-8501 西尾市寄住町下田22番地	事後	
令和3年4月1日	I-8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	子ども部子育て支援課 445-8501西尾市寄住町下田22番地	健康福祉部福祉課 445-8501 西尾市寄住町下田22番地	事後	
令和3年4月1日	II-1 対象人数、集計日	1,000人以上1万人未満、平成27年3月19日 時点	1,000人未満(任意実施)、令和3年4月1日 時点	事後	判断項目の見直しのため
令和3年4月1日	II-2 集計日	平成27年3月19日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	判断項目の見直しのため
令和4年4月1日	II-1 集計日	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和4年4月1日	II-2 集計日	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和5年4月1日	II-1 集計日	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年4月1日	II-2 集計日	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和6年4月1日	II-1 集計日	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和6年4月1日	II-2 集計日	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和6年4月1日	I-1-②事務の概要	児童福祉法に基づき、以下の事務を行う。 ①障害児通所支援の申請受付、決定 ②障害児通所支援の決定通知書及び受給者証発行 ③障害児通所支援の利用料徴収及び助成及び給食費徴収 ④障害児通所支援の給付費(国・県)の交付申請	児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供に関する事務を行う。	事後	
令和6年9月3日	I-3個人番号の利用	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項別表第一の8の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項別表の9の項	事後	
令和6年9月3日	I-4-②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二の16の項、56の2の項及び116の項 (情報照会の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二の10の項、11の項、12の項及び16の項	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表11の項、15の項及び20の項 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表14の項、15の項及び20の項	事後	
令和7年8月11日	I-5-② 所属長の役職名	福祉課長	福祉課主幹	事後	
令和7年8月11日	IV-8 人手を介在させる作業	項目なし	対策を追加	事後	評価書の様式変更による
令和7年8月11日	IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策	項目なし	対策を追加	事後	評価書の様式変更による
令和7年8月11日	II-1 集計日	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和7年8月11日	II-2 集計日	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和7年8月11日	I-1-③ システムの名称	障害者福祉システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー	WebRings ID連携サーバーシステム 中間サーバー	事後	